

事務連絡
令和元年 9 月 17 日

会員各位

(一社) 熊本県警備業協会
専務理事 西橋 一裕

「警備業法施行規則」「警備員等の検定等に関する規則」「警備員教育を行う者等を定める規程」の改正及び公布について（第 5 報）

質問

本年 6 月に実施した新任教育を受けた警備員に対し、本年度、さらに現任教育を行う必要があるか。

答

本年度、新任教育を行った警備員に対し、更に本年度、現任教育を行う必要はありません。

これまでの現任教育は前期、後期と分かれていたため、前期の期間中に新任教育を行った警備員に対しても、後期の現任教育を行う必要がありました。

今回の改正で、現任教育に関しては、前期・後期がなくなり、年度ごとに 10 時間以上の教育となり、4 月 1 日に遡って効力が発生しておりますので、改正前に新任教育を行っていた場合でも、今年度、現任教育をする必要はないこととなります。

※ 上記内容については、9 月 17 日、警察本部に確認済み。